

津山市スマートエネルギー導入補助金について

(趣旨)

- 1 市長は、環境に関する市民の意識の向上を図り、もって地球温暖化対策の推進及び地域経済の活性化に寄与するため、エネルギー利用の最適化及び効率化に資する機器を導入する者に対し、予算の範囲内で津山市スマートエネルギー導入補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象機器)

- 2 補助金の交付の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、別表第1の補助対象機器の欄に掲げる機器であって、それぞれ同表の要件の欄に定める要件に該当するものとする。

(補助対象者)

- 3 補助金の交付の対象となる者は、別表第2の補助対象者の欄に掲げる者であって、それぞれ同表の要件の欄に定める要件に該当するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 4 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は別表第3に定めるところによる。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第4の補助対象機器の欄の区分に応じそれぞれ個別必要書類の欄及び共通必要書類の欄に掲げる書類を添えて、市長が別に定める様式による補助金交付申請書(兼報告書)を毎年3月25日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

- 6 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

- 7 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(決定の取消し)

- 8 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

9 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

10 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった補助対象機器を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した固定資産を処分する場合については、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった補助対象機器を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(その他)

11 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

付 則（平成31年3月31日告示第257号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日告示第 号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（2関係）

補助対象機器	要件
太陽熱利用システム （自然循環型・強制循環型）	ア 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること。 イ 保証書の日付（設置日）又は設置された建売住宅の引渡日が申請日の属する年度の前年度の3月26日以降であること。 ウ 未使用のものであること。
定置用リチウムイオン蓄電池	ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）がネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における促進事業において補助対象としている機器であること。 イ 保証書の日付（設置日）又は設置された建売住宅の引渡日が申請日の属する年度の前年度の3月26日以降であること。 ウ 未使用のものであること。
電気自動車等	ア 一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）がク

	<p>リーンエネルギー自動車導入事業費補助金において補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車，小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。</p> <p>イ 車両登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録（軽自動車の場合にあつては，同法第59条に規定する新規検査）を受けたことをいう。以下同じ。）から90日以内であること</p> <p>ウ 未登録車であること。</p>
超小型電気自動車	<p>ア 搭載された電池によって駆動される定格出力が0.25キロワットを超え0.6キロワット以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で，内燃機関を有さないものをいい，標識交付証明書（津山市税賦課徴収条例（昭和30年津山市条例第3号）第89条第3項の証明書をいう。以下同じ。）にミニカーと記載されているものであること。</p> <p>イ 標識交付証明書の交付を受けてから90日以内であること。</p>

別表第2（3関係）

補助対象者	要件
太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）及び定置用リチウムイオン蓄電池を導入する者	<p>ア 市（区）町村税，国民健康保険料，介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。</p> <p>イ 補助金を受けようとする年度において，市内に存する住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の用に供されているものを含む。）に居住する者であつて，当該住宅に補助対象機器を設置したもの又は補助対象機器が設置された建売住宅を購入したもの（住宅の所有者に申請者以外の所有者がある場合は，補助対象機器の設置について当該所有者全員の承諾を受けている者に限る。）であること。</p> <p>ウ 市内業者（市内に本店，支店，営業</p>

	所等を有する法人及び個人事業者をいう。以下同じ。)と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。ただし、申請者本人が補助対象機器を設置した場合は、この限りでない。
電気自動車等を導入する者	ア 市税等を滞納していないこと。 イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有する者であること。 ウ 補助対象機器を自ら使用する目的で購入し、車両登録を完了した者であること。
超小型電気自動車を導入する者	ア 市税等を滞納していないこと。 イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有する者であること。 ウ 補助対象機器を自ら使用する目的で購入し、当該標識交付証明書に所有者又は使用者として申請者の氏名が記載されている者であること。

別表第3 (4 関係)

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額
太陽熱利用システム (自然循環型)	補助対象機器の本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。
太陽熱利用システム (強制循環型)	ただし国等から類似の補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を控除して得た額とする。	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、80,000円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電池	また、同種の補助対象機器に係る補助金の交付は、1住宅につき1回とする。	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、120,000円を上限とする。
電気自動車等 超小型電気自動車	補助対象機器本体の購入費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、150,000円を上限とする。
	ただし国等から類似の補助金の交付を受ける	

	<p>場合にあつては、当該補助金の額を控除して得た額とする。</p> <p>また、同種の補助対象機器に係る補助金の交付は、同一の補助対象者に対して1回とする。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第4（5関係）

補助対象機器	個別必要書類	共通必要書類
太陽熱利用システム （自然循環型・強制循環型） 定置用リチウムイオン蓄電池	ア 保証書の写し又は工事施工証明書 イ 補助対象機器の設置状況及び住宅全体が確認できるカラー写真 ウ 補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真 エ 申請者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結した業者又は施工業者が市内業者であることを証する書類（領収書等） オ 補助対象機器を設置した住宅又は補助対象機器が設置された建売住宅の位置図	ア 補助対象経費の内訳が確認できる書類 イ 市税等の滞納がないことを証する書類（発行後3箇月以内のもの） ウ 申請者の住民票の写し（導入日（太陽光発電システムにあつては電力受給開始日（余剰売電の場合）又は保証書の日付（自家消費の場合）、電気自動車等にあつては初度登録日、超小型電気自動車にあつては標識交付証明書の日付、その他のものにあつては保証書の日付。）以後に発行したもの） エ 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類 オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
電気自動車等	ア 自動車検査証の写し イ 割賦販売契約書の写し（割賦契約を行っている場合に限る。） ウ 代金を支払ったことが確認できる書類（領収書等）	
超小型電気自動車	ア 標識交付証明書の写し イ 割賦販売契約書の写し（割賦契約を行っている	

	場合に限る。 ウ 代金を支払ったことが 確認できる書類（領収書 等）	
--	---------------------------------------------	--